

国税の取扱いとの主な違い

国税（所得税・法人税）と地方税（固定資産税（償却資産））の取扱いの主な違いは、次の表のとおりです。

項目	国税の取扱い (所得税・法人税)	地方税の取扱い (固定資産税（償却資産）)
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	一般の資産は定率法・ 定額法の選択制度	旧定率法（固定資産評価基準に定 める減価率による）
前年中の新規取得資産の償却方法	月割償却	半年償却（1／2）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却 (租税特別措置法)	認められます	認められません
増加償却 (所得税法・法人税法)	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額（1円）	取得価額の100分の5
改良費	原則区分評価	区分評価（改良を加えられた 資産と改良費を区分して評価）
中小企業者等の少額減価償却資産の 取得価額の損金算入の特例 (租税特別措置法)	必要な経費又は損金に 算入が可能	課税対象です